

## 国立大学法人東京工業大学利益相反マネジメントポリシー

2004年 9月 3日制定

2018年 5月 25日改正

(役員会決定)

国立大学法人東京工業大学（以下、「本学」という。）における産学連携に関する活動に伴って生じる利益相反状況へ適切に対処し、もって、本学の使命の達成に資するため、本ポリシーを定める。

### 1. マネジメントの対象

真理の探究を目的とし人類共有の財産とするための研究成果の公表を原則とする大学と、利益追求を目的とし営業上の秘密を競争の源泉の一つとする企業とは、その基本的な性格や役割を異にしている。産学連携を進める上では、大学や役職員が特定の企業等から正当な利益を得ること、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また、妥当なことである。他方、このような両者の性格の相違から、役職員が企業等との関係で有する利益や責務が当該役職員の大学における責任と衝突する状況も生じうる。このような状況を「個人としての利益相反状況」ととらえる。

また、国立大学法人自身の実施主体となる出資事業のように、国立大学法人自身が特定の企業の営利活動に対して利害関係を有するという事態も生じつつある。このように、大学が組織レベルの決定を下す際に、その決定に関連する利害が大学の教育と研究の責務と相反する状況を「組織としての利益相反状況」ととらえる。

### 2. 基本的考え方

産学連携に関する活動を進めている本学の役職員個人を支え、意欲的な役職員がその能力を最大限に発揮できるような環境づくりを主眼として、本ポリシーを制定し、運用する。

本学の役職員は、大学人としての誇り、知性と良識を基本とし、本学の就業規則、役職員倫理規則、役職員兼業規則等の関連諸規則に則り行動することにより、利益相反状況に対し適切に対処するものとする。

### 3. 利益相反マネジメント

#### (1) 利益相反マネジメント体制の構築

- ①透明性の高い産学連携活動を維持するために、利益相反マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）を中心とした利益相反マネジメント体制を構築する。
- ②委員会は、基本的考え方に基づき、「個人としての利益相反状況」及び「組織としての利益相反状況」を的確に把握するとともに、委員会での審議を経て適切に対処する。
- ③委員会は、的確な利益相反マネジメントを実施するために、役職員及び組織の長に対して、産学連携に関する必要な情報の開示を求め、必要な場合には利益相反状況回避のための措置を求める。

(2) 社会からの疑義への対応

本学が定める利益相反マネジメントに従って産学連携活動を行う組織又は役職員に対して社会から疑義が提起された場合には、本学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たす。

4. 個人情報及び企業情報への配慮

委員会, その他利益相反状況への対応に関わるすべての教職員は, 利益相反状況の報告, 対応方策の検討, 審議, 決定及び実施の全過程において, 関係する役職員個人や企業等関係する者の秘密とすべき情報を適切に管理するものとする。

5. 本ポリシーの見直し

本ポリシーは, その運用状況を踏まえ, 必要に応じて柔軟に見直しされるものとする。